

調査事業に係る事後評価記載様式

総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

法定協議会を適切に開催し、公共交通の問題点・課題を幅広く把握した上で、地域公共交通に関する目標を適切に設定し、当該目標を達成するための事業を具体的に検討する等連携計画の策定に向けて必要な調査を行い、計画事業の実施に向け、地域関係者の実質的な合意形成を図った。

連携計画策定調査の総合性・整合性

1 調査の範囲

当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

龍ヶ崎市の地域現況(地区ごとの人口・高齢化率、公共施設や大型小売店などの配置状況)や隣接市町などとの移動状況、市内公共交通の現況等を整理するとともに、市民の移動実態と市民ニーズを把握する市民アンケート調査を実施し地域における公共交通の問題点や課題を把握した。
(別添、総合連携計画(素案)を参照)

当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

環境負荷軽減や高齢者の外出支援促進、コミュニティバス運営維持に関する市民意向を踏まえながら、課題を整理した。

2 地域公共交通に関する目標の設定

地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

関東鉄道竜ヶ崎線利用者が減少していること、高齢化が今後も進むこと、高齢者の公共交通利用意向が高いこと、市内に鉄道・路線バス・コミュニティバスがあること、このネットワークで93%の人口をカバーしていることなどを踏まえながら目標と施策の方向を設定した。

上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

上位計画や、地域現況、公共交通の現況、市民アンケートなどを踏まえて掲げた目標である。

3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選び出されたか。
また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

目標ごとに施策の方向性を定めており、その施策の方向性と事業との関係は、別添、総合連携計画(素案)のとおり整理している。

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

自立性・持続性

1 事業の実施に向けての準備

地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。

目標達成のための事業は、内容とスケジュールを別添、総合連携計画(素案)のとおり整理した。一部の事業における詳細については、年次計画に基づき、地域公共交通会議において協議を深めていく予定。

事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。

バスや鉄道の利用者数、市民の公共交通に関する満足度などを成果指標として考えている。なお、これまでも、龍ヶ崎市総合計画の施策評価において進行管理をしており、今後も踏襲する予定。

事業の実施主体が検討されたか。

事業と実施主体については、別添、総合連携計画(素案)を参照

2 事業の実施環境

実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。

平成23年度事業については、平成23年度龍ヶ崎市当初予算(案)に組み込み、市議会で審議いただく予定。

住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。

・高齢者の公共交通利用と運転免許証の自主返納の促進を目指す事業を検討している。
・コミュニティバス運行事業において、広告掲載事業(路線図時刻表、循環ルート車内映像装置)を既に実施している。

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

1 協議会における審議体制等

協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

龍ヶ崎市地域公共交通設置要綱で、所掌事項として、連携計画の策定及び変更の協議に関する事、連携計画の実施に係る連絡調整に関する事、連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事が定められている。また、平成22年2月の会議で計画策定の進め方の概要について調整している。

協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。

・委員17人中、市民代表委員4人が含まれる。また、龍ヶ崎市審議会等の設置及び委員選任に関する要綱に基づき、市民代表委員は公募制である。
・2,000人を対象に市民アンケート調査を行っている。

2 協議会における審議

調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。

龍ヶ崎市地域公共交通会議設置要綱及び会議運営規程により会議を運営している。会議では、調査事業の手順やアンケート調査の結果分析についても協議をしたほか、第4回会議では、調査事業の自己評価報告の概要について審議するなど、調査事業を実施するにあたって法定協議会が適切に開催された。

協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。

会議運営規程において、龍ヶ崎市審議会等の会議の公開に関する条例に準じて原則公開と定めるとともに、議事録は龍ヶ崎市公式HPにおいて公開している。

3 地域関係者の実質的な合意形成

地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

目標達成に向けた事業計画を定めており、県や交通事業者との調整を踏まえ、できる限り具体的に事業主体を定めたところであり、地域関係者の実質的な合意が形成されたといえる。

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。